電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの 改正について

令和5年3月22日 個人情報保護委員会事務局

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正

【1. 本ガイドラインについて】

• 電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできる限り具体的な指針を示すことにより、その範囲内での自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、個人情報保護法第6条及び第9条並びに電気通信事業法の関連規定に基づき具体的な指針として定めるもの(個人情報保護委員会と総務省の共管)

【2. 本ガイドラインの改正について】

- 令和4年6月、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、電気通信事業法が改正された(令和4年6月17日公布)。本改正により、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律(改正後の電気通信事業法第27条の5~第27条の11)、外部送信に係る利用者に関する情報の取扱いに係る規律(同第27条の12)が追加された。
- 本改正を踏まえ、本ガイドラインに、特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律(第4章)、外部送信に係る利用者に関する情報の取扱いに係る規律(第5章)を追加する。なお、第4章及び第5章については、総務省の単管とする。
- 本ガイドラインに第4章及び第5章を追加することを踏まえ、本ガイドラインの名称を「電気通信事業における個人情報<u>等の</u> 保護に関するガイドライン」に改正する。また、総則(第1章)に必要な改正を加える。

【3. 今後の予定】

- 令和5年3月下旬:改正ガイドラインの意見募集開始
- 令和5年6月16日:改正電気通信事業法施行、改正ガイドライン施行

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正内容

【1. 名称】

• 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」に改正。

【2.総則(第1章)】

- 第1条(目的)、第2条(適用対象)
 - ✓ 第4章及び第5章を追加することを踏まえ、本ガイドラインについて、「利用者に関する情報」の適正な取扱いについて 規律する旨を規定。
- 第3条(定義)
 - ✓ 第4章及び第5章を追加することを踏まえ、必要な定義規定を追加。
 - 指定電気通信事業者:電気通信事業法第27条の5の規定により指定された電気通信事業者
 - 特定利用者情報:電気通信事業法第27条の5に規定する特定利用者情報

【3. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律(第4章)】

- 第45条(情報取扱規程)
 - ✓ 指定電気通信事業者は、情報取扱規程を定めて、これを総務大臣に届け出なければならない。
- 第46条(情報取扱方針)
 - ✓ 指定電気通信事業者は、情報取扱方針を定めて、これを公表しなければならない。
- 第47条(特定利用者情報の取扱状況の評価等)
 - ✓ 指定電気通信事業者は、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について、評価を実施しなければならない。

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正内容

【3. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律(第4章)】

- 第48条(特定利用者情報統括管理者)、第49条(特定利用者情報統括管理者等の義務)
 - ✓ 指定電気通信事業者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、所定の業務経験等を有する 者のうちから、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。
 - ✓ 特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。
- 第50条(特定利用者情報の漏えいの報告)
 - ✓ 指定電気通信事業者は、所定の特定利用者情報の漏えいが生じたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

【4. 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い(第5章)】

- 第51条(情報送信指令通信に係る通知等)
 - ✓ 所定の電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、所定の事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。
 - ✓ 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報等については、通知等は不要。
 - ✓ また、利用者が同意をしている情報、オプトアウト措置が講じられている場合に利用者がオプトアウト措置の適用を求めていない情報については、通知等は不要。